

水道事業及び下水道事業に係る組織の統合について

平成 21 年 11 月 24 日

下水道部・水道部

1 組織統合の概要

- (1) 下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し、同時に下水道事業と水道事業に係る組織を統合する。
- (2) 水道事業及び下水道事業を通じて上下水道事業管理者 1 人を置く。
- (3) 上下水道事業管理者の事務を処理するために上下水道局を設置する。
- (4) 統合の時期は、平成 22 年 4 月 1 日とする。

2 組織統合による効果

- (1) 市民サービスの向上
水道及び下水道事業に係る窓口業務を一元化することにより、市民サービスの向上を図る。
- (2) 経営の効率化と経費削減
2つの地方公営企業を併せて経営することにより、効率的な企業経営を推進する。
- (3) 人的資源と技術や情報の共有化
組織統合することにより人的、技術的資源を共有し、特に緊急時や災害時において、より迅速な対応能力を確保する。
- (4) 水質保全の強化
水循環型社会の形成に向け、水源地域から北上川までの流域全体の水質保全を強化する。

3 今後の予定

- (1) 12 月市議会定例会において設置等に関する条例の一部改正
- (2) 組織統合の広報
- (3) 3 月市議会定例会において関係条例の改正
- (4) 事務引継ぎ 等

盛岡市上下水道局組織案

(課名については仮称)

(主な事務分掌)

